

注 記

平成29年度

1. 重要な会計方針

有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは原則として再調達原価としております。（償却資産… 建物、工作物、物品）

また開始後については、原則として取得原価とし再調達は行わないこととしております。

有価証券等の評価基準及び評価方法

・出資金のうち、市場価格があるもの

出資金額をもって貸借対照表価額としております。

有形固定資産等の減価償却の方法

・有形固定資産（事業用資産、インフラ資産）

定額法を採用しております。

引当金の計上基準及び算定方法

・賞与引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しております。

リース取引の処理方法

・ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

（少額リース資産及び短期のリース取引には簡便的な取扱いをし、通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理を行っております）。

・オペレーティング・リース取引については、通常の賃借取引に係る方法に準じた会計処理を行っております。

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3ヶ月以内の短期投資等）を資金の範囲としております。

このうち現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含んでおります。

2. 重要な会計方針の変更等

表示方法を変更した場合には、その旨

「統一的な基準による地方公会計マニュアルに掲載のQ & Aの追加 4. 連結財務諸表作成の手引き 問2」に基づき、貸借対照表に当該団体の持分相当の退職手当に掛かる基金及び退職手当支給準備金を計上して、退職手当組合を連結したものとみなす処理を行っております。

3. 重要な後発事象

該当なし

4. 偶発債務

該当なし

5. 追加情報

出納整理期間について、出納整理期間が設けられている旨（根拠条文を含みます。）及び出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている旨
一般会計において、出納閉鎖期間が設けられているため、財務書類の作成基準日は会計年度末（3月31日）ですが、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって、会計年度末の計数としております。（地方自治法 235 条の 5「普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。」）

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

貸借対照表における固定資産等形成分とは、資産形成のために充当した資源の蓄積をいい、固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金の額を加えた額を計上しています。

また、余剰分（不足分）とは費消可能な資源の蓄積（原則として金銭）をいい、流動資産（短期貸付金及び基金を除く）から負債を控除した額を計上しています。

基礎的財政収支

業務活動収支（支払利息を除く）	16,185,566	円
投資活動収支	△ 42,197,760	円
基礎的財政収支	△ 26,012,194	円

資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書の業務活動収支	15,518,404	円
減価償却費	△ 114,066,548	円
賞与引当金の増減額	268,772	円
退職引当金の増減額	9,266,466	円
その他の資産・負債の増減額	△ 18,532,932	円
純資産変動計算書の本年度差額	△ 107,545,838	円